

新型コロナウイルス対応の支援策

新たな支援策が追加されました

新型コロナウイルス対応は長期にわたります。命と暮らし・営業を守るための施策の全般的な展開が急がれています。宇治市でも新型コロナウイルス関連の支援策が、追加されています。代表的なものをご紹介します。

国保料の減免

新型コロナウイルスの影響で、世帯主の減収が見込まれる世帯の国保料を減額する制度です。

条件は、①今年1年間の事業収入や給与収入が、昨年より3割以上減少する見込みであること、②昨年の所得の合計額が1000万円以下であること、③減少が見込まれる所得以外の昨年の所得が400万円以下であることなどです。

世帯主の合計所得が300万円以下の場合には10割減免となり、以下所得によって8割から2割までの減額が受けられます。

問い合わせは、国民健康保険課（電話 20-8729）

ひとり親家庭支援

ひとり親家庭臨時特別給付金です。今年6月分の児童扶養手当を受けている世帯について、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。さらに収入が減少した受給世帯には5万円が上乗せ支給されます。市から通知がありますので申請は不要です。

また、ひとり親世帯だが収入要件などで児童扶養手当を受けていない世帯で、新型コロナの影響で収入が大きく減少した世帯も支給対象となります。こちらは申請が必要です。

問い合わせは、こども福祉課（電話 20-8733）

水道料金の減額

新型コロナウイルス感染症関連の市民・事業者支援策として、水道料金基本使用料と量水器使用料が免除されます。期間は8月請求分から2期4か月分（9月請求の地区は、9月請求分から2期4か月分）です。申請は不要です。なお下水道料金は変更ありません。

問い合わせは、営業課（電話 20-8761）

中小企業等への支援金給付

市内で事業を行っている事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月より売上が15%以上減少している方に、1事業者10万円が給付されます。ただし、京都市の休業要請対象事業者支援給付金又は宇治市事業者おうえん給付金の給付を受けていない方に限ります。詳細は7月上旬に発表される予定です。

問い合わせは、産業振興課（電話 39-9621）

支援制度についてのお問い合わせや、ご相談は、共産党議員団までお寄せください。

日本共産党宇治市会議員団だより

2020年6月28日号

TEL 22-3141（市役所）（内線 2817

議員団室）／ FAX 24-7884

[メールで](mailto:jcpuji@leto.eonet.ne.jp) jcpuji@leto.eonet.ne.jp